

大田区新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等PCR検査経費
補助事業について

1 事業の名称

- (1) 大田区新型コロナウイルス感染症に係る高齢者施設等PCR検査経費補助事業
- (2) 大田区新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等PCR検査経費補助事業

2 目的

重症化するリスクの高い者の集団で形成される高齢者施設等へ新たに入居する高齢者等に対し、施設等が負担したPCR検査等経費を区が補助することで、施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的とする。

3 補助対象事業者

- (1) 高齢者
 - ・ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）
 - ・ 特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）
 - ・ 短期入所生活介護及び短期入所療養介護（ショートステイ）
- (2) 障がい者
 - ・ 宿泊型自立訓練
 - ・ 共同生活援助（グループホーム）
 - ・ 短期入所（ショートステイ）

4 補助内容

区内に住所を有し、新たに区内の施設等を利用する高齢者等のPCR検査等経費を、補助対象事業者が負担した場合、検査1件につき40,000円を上限に補助する。

5 補助対象期間

令和3年1月1日から令和3年3月31日までに検査が完了した場合

6 周知

大田区ホームページやFAX等により事業の周知を行う。

7 その他

都と区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業の活用を図る。